

# 無料低額診療制度について

ひまわり薬局  
高橋 英一

# 無料低額診療とは

無料低額診療は社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づき、生活困難者が必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療を行う事業

無料低額診療は第二種社会福祉事業として位置づけられており、固定資産税や不動産取得税の非課税など、税制上の優遇措置が講じられる



## 無料低額診療とは 2

無料低額診療事業には2種類あります。一つは社会福祉法人や日本赤十字社、済生会、旧民法34条に定める公益法人などが、法人税法の基準に基づいて実施するもの

もう一つは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく第二種社会福祉事業として実施するものです。



## 無料低額診療とは 3

社会福祉法第2条第3項第9号は、「生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業」と定めています。病院や診療所の設置主体に関らず、第二種社会福祉事業の届け出を行い、都道府県知事の認可を得ればこの事業を実施することが出来ます。



## 第二種社会福祉事業とは



生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターの経営及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業（児童福祉法系）

母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び母子福祉施設の経営（母子及び寡婦福祉法）

老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業及び老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターの経営（老人福祉法系）

身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業、身体障害者相談支援事業、身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業（身体障害者福祉法系）

知的障害者居宅介護等事業、知的障害者デイサービス事業、知的障害者短期入所事業、知的障害者地域生活援助事業又は知的障害者相談支援事業、同法に規定する知的障害者デイサービスセンターを経営する事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業（知的障害者福祉法系）

精神障害者社会復帰施設を経営する事業及び精神障害者居宅生活支援事業（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律系）

生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業（無料低額宿泊所）

生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業

生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業（介護保険法系）  
隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させ、その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための事業（隣保事業）。

福祉サービス利用援助事業

その他社会福祉事業に関する連結又は助成を行う事業



# 無料低額診療の基準

届出の際には、生活保護を受けている患者と無料または10%以上の減免を受けた患者が全患者の1割以上などの基準が設けられていますが、厚生労働省は「都道府県状況を勘案して判断する」としており、都道府県と事前に相談することが必要です。





## さらに第二種社会福祉事業を行う医療機関には

- (1) 生活困難者を対象とする診療費の減免方法を定めて、これを明示する
- (2) 医療上・生活上の相談に応ずる為の医療ソーシャルワーカーを配置すること
- (3) 生活困難者を対象として定期的に無料の医療相談、保険教育などを行うなどいくつかの条件が義務付けられています



# 対象者

低所得者

要保護者

ホームレス

人身取引被害者等の生活困難者

DV被害者

# 具体的には

保険証をお持ちでない方短期保険証や資格証明書が発行されている方

病気や障害、リストラや失業などで、収入が減少したりなくなったりして医療費に困っている方

医療費が高額で支払いに困っている方

生活保護の受給を考えている方



# 無料・低額診療の利用方法

経済的な理由で医療機関にかかれない方が対象です

## ① 申請

実施している病院や診療所にお申し出下さい



# 無料・低額診療の利用方法

## ② 面談

制度の適用について担当者が事情をお聞きします

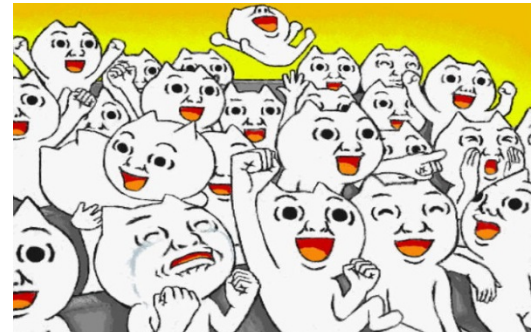


# 無料・低額診療の利用方法

## ③ 決定

適用かどうか会議で検討した後、結果をお知らせします

無料・低額診療制度は、生活が改善するまでの一定期間の措置です



# 施設数

260施設（平成17年度） 経営主体の内訳

社会福祉法人	166
社団法人	41
財団法人	40
日本赤十字社	9
宗教法人	3
地方公共団体	1



# 患者数

取扱い延べ患者数（平成17年度） 44.298.761人

内、無低診療延べ患者数 6.338.306人

内、生活保護患者数 3.340.615人

内、その他の減免患者数 2.997.691人



# 無料低額診療を行うによって受けられる税制優遇

## 「国税」

法人税（主体）

社会福祉法人

民法法人

社会福祉法人・・・法人税法上社会福祉法人が行う医療保険業は収益事業から除外

民法法人・・・法人税法上、民法法人が行う無料低額診療事業は収益事業から除外

# 無料低額診療を行うによって受けられる税制優遇

## 「地方税」

### 法人住民税（主体）

社会福祉法人

民法法人

# 無料低額診療を行うによって受けられる税制優遇

## 不動産取得税 固定資産税（主体）

社会福祉法人

日本赤十字社

民法法人

農協

生協

宗教法人

その他社会福祉事業として、無料低額診療を経営しているもの

# 無料低額診療を行うによって受けられる税制優遇

## 「固定資産税」

無料低額による受信者割合が10%以上→非課税

無料低額による受信者割合が5%以上10%未満→  
(減免者に割合%-5%) X5+75%の部分が非課税

無料低額による受信者割合が2%以上5%未満→  
減免者の割合%-2X15+30%

無料低額による受信者割合が2%未満→課税

## 「不動産取得税」

非課税

# 考察

現時点で薬局として無料低額診療を行うのは難しい  
しかし法人として第二種福祉事業に参入することは  
可能であると考えられる。

また、自治体独自で補助金の交付をおこなうところ  
もあるようなので、今後は酒田市に対して訴えを  
行ってゆくことも必要であると考えられる